

特定設備基準検討委員会規程

[機-10102-5]

高圧ガス保安協会

文書履歴

特定設備基準検討委員会規程 [機 - 1 0 1 0 2]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
- 0	2000.4.1	制定
- 1	2002.2.15	①項目 3 において統一的な番号付与の削除 ②項目 8 において議決を審査委員に限定 ③項目 9 (公開) を追加
- 2	2001.12.28	通達の変更に基づく呼称変更 (平成 12・03・31 立局第 8 号→平成 13・ 12・27 原院第 5 号)
- 3	2016.12.20	①通達の変更に基づく呼称変更 (平成 13・12・27 原院第 5 号→ 20160920 商局第 4 号) 及び用語の変更 ②「協会技術委員会」を「協会規格委員会」に変更
- 4	2020.2.5	通達の変更に基づく呼称変更 (20160920 商局第 4 号→ 20190606 保 局第 9 号)
- 5	2022.4.1	協会組織の変更に伴い組織名称を変更 (機器検査事業部→機器検査事業部門)

特定設備基準検討委員会規程

[機-10102-5]

1 目的

この規程は、「特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 9 号）」（以下「通達」という。）に基づき、特定設備基準検討委員会（以下「委員会」という。）による一般詳細基準審査を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

2 定義

この規程において使用する用語は、通達において使用する用語の例による。

3 審査

委員会における審査は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会は、機能性基準に係る一般詳細基準として高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）に申請されたもの又は協会規格委員会において作成・承認されたものについて審査を行う。
- (2) 審査は、一般詳細基準が特定設備検査規則に規定された機能性基準に適合しているかどうかについて行うものとする。
- (3) 委員会は、一般詳細基準の審査の結果を会長に報告するものとする。
- (4) 委員会は、過去に審査を行い例示基準となっている一般詳細基準及び公開されている一般詳細基準審査結果通知書に係る一般詳細基準の見直しを当該一般詳細基準の作成者に要請することができる。

4 構成

委員会の構成は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会は、10人以上15人以下の審査委員をもって構成する。この場合、審査委員には、学識経験者並びに特定設備の製造者及び使用者を含むものとする。
- (2) 委員会は、特別な事項を検討するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 審査委員

審査委員は、次に定めるところによる。

- (1) 審査委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し知識、経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

- (2) 審査委員の任期は、2年とする。ただし、後任の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 審査委員は、再任されることができる。

6 委員長等

委員会は、次に定めるところにより委員長等を置く。

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、審査委員のうちから互選する。
- (3) 委員長は、議長を行うとともに、会務を総理し、委員会を代表する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

7 専門委員

専門委員は、次に定めるところによる。

- (1) 専門委員は、委員長の推薦を受け、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し知識、経験を有する者の中から会長が委嘱する。
- (2) 5(2)及び(3)は、専門委員に準用する。この場合、「審査委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

8 会議

会議の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会は、審査委員の過半数の出席により成立する。
- (2) 委員会において決議を要する場合は、出席した審査委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (3) 委員会は、一般詳細基準の申請者若しくは代理者又は一般詳細基準の作成に関与した協会規格委員会の委員若しくは事務局に、委員会において当該申請又は作成に係る一般詳細基準について説明することを求めることができる。
- (4) 委員会は、必要に応じ書面により審議することができる。

9 委員会の公開

会議、配布資料及び議事概要については、原則として公開する。ただし、公開で行うことが適当でない場合は、非公開とすることができる。非公開とする場合の判断は、委員長に一任するものとする。

10 庶務

委員会の庶務は、協会機器検査事業部門が行う。

1 1 雑則

前各項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この改正は、平成 14 年 2 月 15 日から適用する。

附則 この改正は、平成 13 年 12 月 28 日から適用する。

附則 この改正は、平成 28 年 12 月 20 日から適用する。

附則 この改正は、令和 2 年 2 月 5 日から適用する。

附則 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。